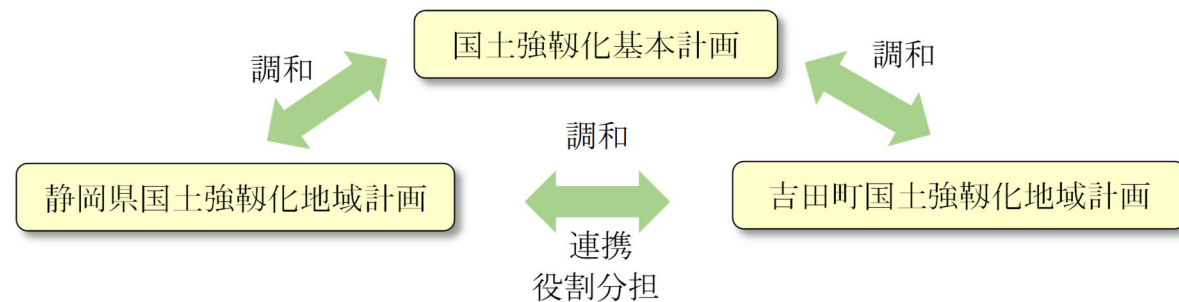


## 吉田町国土強靱化地域計画（概要版）

### 【1. 計画の策定趣旨等】

2013年(平成25年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、2014年(平成26年)6月には同法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されました。

吉田町では現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の強靱化に関する施策を国の「国土強靱化基本計画」や「静岡県国土強靱化地域計画」との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携・協力のもと、総合的、計画的に推進するための指針として「吉田町国土強靱化地域計画」を策定しました。この計画は、本町が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策の内容等について定めたものです。



### 【2. 吉田町を強靱化する意義】

吉田町の地域特性や想定される被害を考慮し、本町を強靱化する意義を以下のとおりとします。

- 大規模自然災害等が発生した場合にも、町民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、町民生活や地域の産業・経済活動を維持すること

### 【3. 想定するリスク】

本町に被害が生じる地震・津波、風水害、高潮・高波、土砂災害等の大規模自然災害を基本とします。

- 地震：南海トラフ巨大地震で想定される吉田町の最大震度は、震度6強～震度7
- 津波：駿河湾トラフ、南海トラフによる巨大地震と起因する津波
- 風水害：一級河川大井川・低標高地域、崖崩れ危険地域、中小河川
- 高潮・高波：駿河湾に面する約5kmの海岸地区

※国土強靱化地域計画は、最悪の事態となりうるリスクを検討・整理・評価し、それらを回避するための具体的な施策を示したものです。

リスクの1つである南海トラフ巨大地震の「レベル2（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震。マグニチュード9程度）」による津波に対処するため、川尻海岸では防潮堤が国・町において整備され（右写真）、住吉海岸においても堤防を補強する工事が始まっています。



川尻防潮堤

### 【4. 本町の地域特性】

本町は、大井川沿いの扇状地と坂口谷川の沖積平野で構成される標高20m未満の平坦地が約9割を占め、地質は砂層礫層、粘土層などからなり、駿河湾沿いの砂州・浜堤列上に市街地が形成されています。このため、大規模自然災害において、次のような被害が想定されています。

- 南海トラフ巨大地震の「レベル2」による津波では、海岸地域において5～10mの浸水
- 1000年に一度の大雨では、町内の大部分に0.5m以上の浸水の可能性があり（洪水）、河川沿いでは家屋倒壊の可能性のある所もあります。
- 町の北西部に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が分布し、土砂災害のおそれの高い所があります。

### 【5. 吉田町国土強靱化の基本目標】

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧・復興

### 【6. 事前に備えるべき目標】

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

### 【7. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応する施策の方針】 →裏面参照

地域特性等を踏まえ、上記9つの「事前に備えるべき目標」と39の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定し（裏面「1-1」～「9-1」）、本町における脆弱性評価を行いました。脆弱性評価結果の主なポイントは以下のとおりです。

- 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり
- ハード対策とソフト対策の効果的な連携
- 超広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携
- 行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保
- 基幹的交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携
- 予防保全型インフラメンテナンスの強化

これら脆弱性評価の結果をもとに「施策の方針」を定めています。

### 【8. 計画の見直し】

施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画の見直しを行います。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応する施策の方針

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	施策の方針
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅・建築物等の耐震化、老朽空き家対策</li> <li>■学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化</li> <li>■家具の転倒防止をはじめとする家庭内対策の促進</li> <li>■天井の脱落防止対策</li> <li>■地域防災力向上のための環境整備</li> <li>■避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化</li> </ul>
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■津波、高潮対策施設の整備、耐震化</li> <li>■水門・陸閘の自動化・遠隔化</li> <li>■津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底</li> </ul>
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川及び洪水調整施設等の整備</li> <li>■洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施</li> <li>■水位情報の伝達</li> <li>■農業用排水施設の整備・補強</li> </ul>
	1-4 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害関連情報の伝達手段の多重化</li> <li>■防災意識の向上</li> <li>■防災訓練による地域防災力の強化</li> </ul>
	1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土砂災害警戒区域等の周知、土地改良施設の耐震対策等</li> </ul>
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急物資備蓄の推進</li> <li>■救援物資受入体制の整備</li> <li>■上水道の断水に備えた応急給水体制の確保</li> </ul>
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■孤立地域における通信手段の確保</li> </ul>
	2-3 警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域受援体制の整備</li> </ul>
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>■病院等医療機関における電力供給体制の確保</li> <li>■ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化</li> </ul>
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供</li> </ul>
	2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療救護体制の整備</li> <li>■広域災害救急医療情報システムの適切な管理</li> </ul>
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下水道施設の耐震化等</li> <li>■平時からの予防措置</li> </ul>
	2-8 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難所の安全確保等</li> <li>■福祉避難所の設置促進</li> <li>■避難所での生活によるストレスの軽減</li> <li>■動物救護体制の整備</li> <li>■遺体措置の整備</li> </ul>
	2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急輸送路等の整備、耐震対策</li> <li>■緊急輸送路等の周辺対策</li> <li>■道路啓開体制の整備</li> <li>■災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化</li> </ul>
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>■町の防災拠点庁舎等の津波安全性の確保、防災機能の強化</li> <li>■町の業務継続に必要な体制整備</li> <li>■各種実践的訓練の実施</li> </ul>
4 必要不可欠な情報通信機等は確保する能・情報サービス	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保</li> <li>■防災情報共有システムの適切な管理、訓練による操作の習熟</li> </ul>
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■デジタル化に対応した通信機器の整備・運用</li> </ul>
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害情報の伝達手段の多重化</li> <li>■消防本部や災害対策本部等における情報収集・伝達体制の整備</li> </ul>
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進</li> </ul>
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化</li> </ul>
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■消防施設等の整備等</li> </ul>
	5-4 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基幹的交通インフラの安全性の確保</li> <li>■陸海の多様なモードの連携によるネットワークの強化</li> <li>■緊急輸送路等の整備、耐震対策</li> <li>■緊急輸送路等の周辺対策</li> <li>■道路啓開体制の整備</li> <li>■災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化</li> </ul>
	5-5 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食料の生産・流通等関係事業所の防災対策の促進</li> </ul>
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの長期間の機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自立分散型のエネルギーシステムの導入の推進</li> <li>■ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化</li> </ul>
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水道施設の耐震化等</li> <li>■上水道の断水に備えた応急給水体制の確保</li> </ul>
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下水道施設の耐震化等</li> </ul>
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急輸送路等の整備、耐震対策等</li> <li>■道路啓開体制の整備</li> <li>■災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化</li> </ul>
	6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の支援</li> </ul>
	6-6 防災インフラの長期間にわたる機能不全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■津波、高潮対策施設の整備等</li> </ul>
	6-7 予防保全型インフラメンテナンスを実施しないことによる、施設等の深刻な老朽化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■予防保全型インフラメンテナンスの実施</li> </ul>
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水産業、農業、観光業等の需要回復に向けた安全性の情報発信等</li> </ul>
	7-2 原子力発電所の事故による原子力災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■原子力防災対策の推進</li> </ul>
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害廃棄物の処理体制の確保</li> </ul>
	8-2 貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・学校における防災人材の育成・活用</li> </ul>
	8-3 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急輸送道路等の整備、耐震対策等</li> </ul>
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■津波、高潮対策施設の整備、耐震化</li> <li>■水門・陸閘等の自動化・遠隔化</li> </ul>
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■恒久住宅対策</li> <li>■生活再建支援</li> </ul>
	8-6 復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり</li> </ul>
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域連携軸の形成</li> </ul>